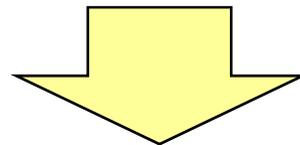


同種・類似業務の標準的な取扱いについて

調査・設計業務の同種類別の取扱い

- 建設コンサルタント業務等における入札手続きの際、同種業務・類似業務の実績を、参加要件及び特定・入札段階の技術評価時に活用
⇒取扱いについて各発注地方整備局毎に差異が見られる



業務分野毎に、直轄業務を対象として個々の業務内容に応じた同種・類似業務の標準的な取扱いを整理し、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に反映

基本的な考え方

1. 「**同種業務**」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
2. 「**類似業務**」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
3. 発注する業務内容(重要かつ大規模となる構造物等の**技術内容に大きな差異が認められる場合等**)から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、**建物用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができるものとする。**
4. 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、**都道府県、政令市の実績も同等に評価**する。
(なお、市町村の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
5. 同種・類似の設定にあたっては、十分な競争性を確保するため、**参加可能者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定**を行うものとする。
6. 別表は、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表にしたものであることを踏まえ目安として活用するものとする。

